



長野県報

5月21日(月)
平成30年
(2018年)
第2975号

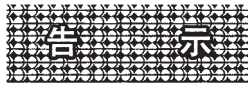
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	2
保安林の指定施業要件の変更予定(3件)(森林づくり推進課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3

公告

総合評価一般競争入札(総務事務課)	4
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	9
土地改良区管理規程の認可(農地整備課)	9
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)	9
建築基準法に基づく道路の指定(建築住宅課)	10
建築基準法に基づく道路の位置の指定(4件)(建築住宅課)	10
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課)	10
特定調達契約に係る落札者の決定(会計課)	11



長野県告示第380号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年5月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯田市上村16の1、16の2、17の2
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第381号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年5月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草871の1、877の1、877の2、881の1、881の2
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第382号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
長野市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第383号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成30年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第384号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成30年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
千曲市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第385号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成30年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
千曲市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
千曲市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年6月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年5月21日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯山野沢温泉線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字飯山字蓮田261番10地先から 飯山市大字飯山字蓮田276番19地先まで	旧	16.0~29.0 m	0.0280 km
飯山市南町13番6地先から 飯山市大字飯山字蓮田276番19地先まで	新	16.0~28.0 m	0.6166 km

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯山妙高高原線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字静間字米黒393番4地先から 飯山市大字静間字米黒370番1地先まで	旧	19.0~20.0 m	0.0330 km
飯山市大字飯山字蓮田277番3地先から 飯山市大字静間字米黒370番1地先まで	新	15.0~21.5 m	0.2838 km

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯山斑尾新井線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字飯山字本町1156番3地先から 飯山市大字飯山字鷹飼1384番12地先まで	旧	7.6~27.0 m	1.0183 km
飯山市大字飯山字本町1156番3地先から 飯山市南町37番1地先まで	新	12.4~22.0 m	0.8985 km

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年6月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年5月21日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

- 1 (1) 路線名 飯山野沢温泉線
- (2) 供用を開始する区間
飯山市南町13番6地先から
飯山市大字飯山字蓮田276番19地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年5月21日
- 2 (1) 路線名 飯山妙高高原線
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字飯山字蓮田277番3地先から
飯山市大字静間字米黒393番4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年5月21日
- 3 (1) 路線名 飯山斑尾新井線
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字飯山字本町1156番3地先から
飯山市南町37番1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年5月21日

道路管理課